

中津市小規模修繕業務業者登録申請をされる方へ

《一般的事項》

- 1 この登録制度は、中津市が発注する小規模な修繕業務契約について、建設工事業者として中津市競争入札参加資格者名簿(以下「有資格者名簿」という。)に登録されていない方でも契約することができる「小額で内容が軽易な契約(50万円未満)」を希望する方を登録し、修繕業務を行わせる業者選定の際に対象とするものです。

【登録できる者】

- ①中津市内に主たる事業所を置き、有資格者名簿に登録されていないもの。(法人、個人で希望業種、建設業の許可の有無、経営組織、従業員数等は問いません。)
- ②市税を完納している者。(対象とする市税とは、市民税(法人市民税も含む)、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税です。)

【登録できない者】

- ①中津市内に主たる事業所を置いてない者。(法人においては他の市町村に本店がある場合、個人においては中津市に住民登録をしていない者など)
- ②小規模修繕業務に係る契約を履行する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。
- ③有資格者名簿に登録されている者。
- ④暴力団関係者及び暴力団と交わりを持つ者。
- ⑤関係法令に違反し、又は不誠実な行為等があり契約の相手方として適当でないと認められる者。

この登録申請をした者は、「中津市小規模修繕業務業者登録名簿」に登録して全庁に供し、中津市が発注する小規模な修繕契約の際に見積業者選定の対象となり得ますが、見積や契約を約束するものではありません。

- 2 この申請は毎年2月1日から2月末日までの間(ただし、土曜日、日曜日及び祝祭日は除く。)に受付を行います。その有効期限は受付の年の4月1日から翌年の3月31日までとします。
ただし新たに資格審査を受けようとする場合は、随時に提出できるものとする。
- 3 見積業者に選定された場合の契約方法は、原則として複数の業者との見積競争により、最も低価格の見積書を提出した者と契約することになります。なお、見積業者に選定されても都合により辞退することは自由ですが、辞退する場合は必ず連絡(電話可)をお願いいたします。
- 4 契約を締結することとなった場合は、担当課(発注元の課)の指示に従って必ず書面(請書もしくは契約書)により契約します。この場合、契約保証金は原則として免除します。
- 5 契約の履行は中津市契約規則、中津市契約規則施行細則、中津市公共工事請負契約約款、その他関係法令に基づき信義に従って誠実に履行しなければなりません。なお、請負った契約は自ら履行することを原則とし、一括下請(丸投げ)及び中津市が認めた場合以外の下請はできませんので、希望業種の記載範囲は自ら施工(履行)できる業種を記載してください。
- 6 請負代金の支払は、履行完了後に行う検査に合格後、請求に基づき支払います。前払金はありません。
- 7 契約に関して談合等の独占禁止法、刑法、その他関係法令に違反する行為は決して行わないでください。万一、登録業者が業務に関して不正又は不誠実な行為等があった場合は登録を取り消します。
- 8 この登録名簿は全庁に公開するほか、契約制度の透明性を向上させるため一般に公表(閲覧)しますので、あらかじめご了承のうえ申請してください。

《申請書の書き方》

- ①「住所又は所在地」は、事業所の所在地を記入してください。個人事業主が自宅で事業を行っている場合は自宅を事業所として住所を記入してください。

- ② 「商号又は名称」は、法人の場合は商業登記簿に記載された商号を記入し、個人事業主の場合は通常使用している名称がある場合はそれを記入し、名称がない場合は記入しないでください。
- ③ 「代表者の職・氏名」の「職」は、法人の場合は商業登記簿に記載された「代表取締役」等の役職名を記入し、個人事業主の場合は「代表」と記入してください。
- ④ この申請書に押印する使用印鑑は、登録期間中に見積書・契約書等に使用する印鑑となります。法人の場合は代表取締役印を、個人事業主の場合は実印でなくても結構ですが、ゴム印等の変形しやすいものや、三文判は使用しないでください。
- ⑤ 修繕希望業種は、申請書裏面の業種コード表の中から選択してください。業種コード表に該当する業種がない場合は、コード番号99の「その他」を選択して業種名に内容を記入してください。

《添付書類》

- ① 下記の税務証明書の添付をしてください。(中津市税務課で1ヶ月以内に発行されたもの)
- 法人の場合 … 法人に係る「滞納のない証明書」と代表取締役の「滞納のない証明書」
- 個人の場合 … 代表者の「滞納のない証明書」
- 今回から、「市税納付状況誓約書及び確認同意書」を提出することで、中津市税の滞納のない証明書の添付を省略できます。※代表権のある者又は代表者の住所地が中津市以外の場合は、住所地の納税証明書(滞納のないことが確認できるもの。)を提出する必要があります。
- ② 誓約書
- 暴力団関係者で無い旨の誓約書を添付して下さい。

中津市小規模修繕業務 業種コード表

大コード		小コード(業種名)
		申請書の業種名は、この下の欄から選んでください。
01	大工	①大工 ②造作
02	左官	①モルタル塗り ②漆くい塗り ③タイル張り ④ブロック積み ⑤レンガ積み
03	とび	①解体 ②足場 ③盛土・擁壁 ④外溝(ネット、フェンス、門扉、バルコニー、カーポート)
04	屋根	①瓦 ②スレート ③金属板
05	内装	①天井仕上 ②壁仕上 ③間仕切り ④床仕上げ ⑤インテリア(カーテン、ブラインド)
06	電気	①電気設備 ②照明設備 ③配線設備
07	通信	①通信設備 ②放送設備
08	管	①冷暖房設備 ②給排水設備 ③給湯設備 ④衛生設備 ⑤ガス設備
09	造園	①植栽 ②剪定 ③公園設備 ④遊具
10	建具	①サッシ ②シャッター ③ドア ④ふすま ⑤木製建具
11	ガラス	①ガラス ②鏡
12	板金	①建築板金 ②板金加工 ③とい
13	塗装	①塗装(遊具、設備) ②防水 ③屋根
14	鉄鋼	①鉄骨加工 ②鉄板加工 ③鉄筋加工 ④溶接
15	機械	①運搬機器 ②集塵機器 ③給排気機器 ④揚排水機器 ⑤舞台装置 ⑥体育機器
99	その他	上記以外の業種(役務の提供等)

【お問い合わせ、郵送先】 〒871-8501 中津市豊田町1-4番地3

中津市役所 契約検査課 契約係 Tel62-9875 (内線 701・702)